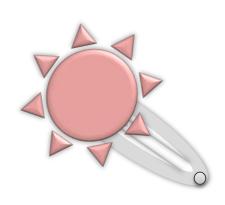
ዹ 貨物概要

装飾品付鉄鋼製の髪留め

材 質:(髪留め)鉄鋼製

(装飾部材) プラスチック製

サイズ: 70mm×20mm



♣ 分類

関税率表第 9615. 19 号 (統計番号 9615. 19-000) のヘアスライドその他これらに類する物品

ዹ 分類理由

本品は、装飾部材(プラスチック製の花を模したもの)が取り付けられた 鉄鋼製の髪留めであり、その性状及び用途から、関税率表第 96.15 項の規定 により、同項に分類されます。

号については、装飾用の性格を有する鉄鋼製髪留めであることから、関税率表解説第96.15項の規定により、同表第9615.19号のヘアスライドその他これらに類する物品に分類されます。

♣ 分類のポイント

装飾部材が取り付けられていない等、装飾用の性格を有しないものは、ヘアピンに類する物品として関税率表第9615.90号に分類されます。



装飾用の性格を有さず、かつ、鉄鋼製品の特性を有するもの

^ ^ ^

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります (関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)